

令和5年4月3日

保護者 殿

台東区教育委員会
台東区立根岸小学校長

令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症対策の見直し等について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等の改定に伴い、令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、下記のとおり通知いたします。

なお、国や都の動向等によって内容に変更が生じた場合は、その都度情報提供を行います。

記

1 マスク着用の考え方を見直しについて

- ・児童及び教職員に対しては、マスクの着用を求めないことを基本といたします。

マスクの着脱は個人の自由であるため、強制いたしません。

※場面によってはマスクの着用を推奨することがあります。

- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないよう人権教育を推進いたします。保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

2 感染症対策について

- ・「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など基本的な感染対策を継続いたします。

- ・別添資料（「家庭での健康把握について」）を基に、御家庭でのお子様の健康把握をお願いいたします。

※健康観察票等での体温報告は廃止といたしますが、感染状況等によっては、一時的に健康観察票の提出をお願いする場合があります。

- ・給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように指導いたします。「黙食」を求めることはありません。

3 登校の判断について

- (1) 学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止の措置をとる場合

- ・感染が判明した者
- ・感染者の濃厚接触者に特定された者
- ・学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる者

- (2) 保護者の申し出に合理的な理由がある場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、出席停止の場合と同様に「出席停止・忌引き等の日数」といたします。その際にも、オンライン学習等での「学びの保障」を行います。

<担当>

台東区立根岸小学校 3876-2411

台東区教育委員会指導課 5246-1453